

## 坂井地区障害者差別解消支援地域協議会について

### 1 趣旨

平成28年4月1日の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（差別解消法）の施行に伴い、同法第17条第1項の規定により地方公共団体において組織することができるかとされている障害者差別解消支援地域協議会を坂井地区において設置します。

設置については、既存の協議会を活用する形とし、坂井地区障害児者総合支援協議会に差別解消支援地域協議会の機能を付加します。

### 2 協議会の役割

#### (1) 内容

地域における関係機関等のネットワークを構築し、障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、障害を理由とする差別の解消に関する様々な課題を協議することが地域協議会の主な役割です。

#### (2) 具体的な関わり

##### ○実務者会議

坂井地区障害児者総合支援協議会の専門部会の権利擁護部会をえて、主な協議事項は、以下のとおりです。

- (1) 障害者差別に関する相談体制の整備に関すること
- (2) 障害者差別の相談事案の情報共有、分析に関すること
- (3) 障害者差別解消のための研修、啓発に関すること
- (4) その他、障害者差別解消に関する必要な事項

##### ○代表者会議

坂井地区障害児者総合支援協議会の代表者会議をえて、専門部会からの報告を受け、障害者差別を解消するための取組に関する協議を行います。